

## 堺市総合評価落札方式ガイドライン（建設工事・令和4年度版）の主な改正点について

建設工事に係る総合評価落札方式について、令和4年度に適用する堺市総合評価落札方式ガイドラインの主な改正点を下記のとおりお知らせいたします。

なお、このお知らせは、堺市総合評価落札方式ガイドライン（建設工事・令和4年度版）の主な改正点をまとめたものですので、各評価項目についての具体的な評価基準等については、ガイドラインや発注案件ごとの入札公告等で必ず確認してください。

### 記

#### 1 評価項目「配置予定技術者の施工経験」及び「配置予定技術者の工事成績評定点」に係る取扱いの変更

技術者の能力をより適切に評価点に反映させる観点から、これまでの評価基準に加え、「現場代理人（過去工事に従事した時点において監理技術者資格者証の交付を受けていた者に限る。）」として従事した場合についても、評価対象とします。

<変更内容>

令和3年度	令和4年度
<p><b>【配置予定技術者の施工経験】</b> 過去15年間の国、地方公共団体その他公共機関等発注の同種工事における主任技術者又は監理技術者の施工経験 ただし、契約金額が3,000万円（建築一式工事の場合は4,500万円）以上の工事 で着工から竣工まで全期間従事した実績に限る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 5回以上 (3点)</li> <li>・ 3回以上5回未満 (2点)</li> <li>・ 1回以上3回未満 (1点)</li> <li>・ いずれにも該当しない。 (0点)</li> </ul>	<p><b>【配置予定技術者の施工経験】</b> 過去15年間の国、地方公共団体その他公共機関等発注の同種工事における<b>現場代理人（有資格）*</b>、主任技術者又は監理技術者の施工経験 ただし、契約金額が3,000万円（建築一式工事の場合は4,500万円）以上の工事 で着工から竣工まで全期間従事した実績に限る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 5回以上 (3点)</li> <li>・ 3回以上5回未満 (2点)</li> <li>・ 1回以上3回未満 (1点)</li> <li>・ いずれにも該当しない。 (0点)</li> </ul>
<p><b>【配置予定技術者の工事成績評定点】</b> 過去5年間の配置予定技術者が主任技術者又は監理技術者として従事した本市発注の同一業種における工事成績評定点 ただし、着工から竣工まで全期間従事した実績に限る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「78点以上が1件かつ 75点以上が1件」 (3点)</li> <li>・ 「78点以上が1件」又は 「75点以上が2件」 (2点)</li> <li>・ 「75点以上が1件」 (1点)</li> <li>・ いずれにも該当しない。 (0点)</li> </ul>	<p><b>【配置予定技術者の工事成績評定点】</b> 過去5年間の配置予定技術者が<b>現場代理人（有資格）*</b>、主任技術者又は監理技術者として従事した本市発注の同一業種における工事成績評定点 ただし、着工から竣工まで全期間従事した実績に限る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「78点以上が1件かつ 75点以上が1件」 (3点)</li> <li>・ 「78点以上が1件」又は 「75点以上が2件」 (2点)</li> <li>・ 「75点以上が1件」 (1点)</li> <li>・ いずれにも該当しない。 (0点)</li> </ul>

※ 現場代理人（有資格）とは、過去工事に従事した時点において監理技術者資格者証の交付を受けていた者をいう。

## 2 評価項目「ワーク・ライフ・バランス等推進の取組」に係る取扱いの変更

令和4年4月から次世代育成支援対策推進法に基づく新たな認定制度「トライくるみん認定」が新設されることに伴い、当該認定を評価対象に加えます。

<変更内容>

令和3年度	令和4年度
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律、次世代育成支援対策推進法又は青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定の取得状況 ・次のいずれかの認定を取得している。 <b>(1点)</b> ①えるぼし認定又は プラチナえるぼし認定 ②くるみん認定又は プラチナくるみん認定  ③ユースエール認定 ・いずれにも該当しない。 <b>(0点)</b>	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律、次世代育成支援対策推進法又は青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定の取得状況 ・次のいずれかの認定を取得している。 <b>(1点)</b> ①えるぼし認定又は プラチナえるぼし認定 ② <b>トライくるみん認定、</b> くるみん認定又は プラチナくるみん認定 ③ユースエール認定 ・いずれにも該当しない。 <b>(0点)</b>

## 3 評価項目「ICT活用工事の実績」の新設

建設現場における生産性の向上及び就労環境の改善を図る観点から、評価項目「ICT活用工事の実績」を新設します。

なお、当該評価項目は、建設局発注案件に限り適用します。

<内容>

令和4年度
過去1年間 <sup>※1</sup> の国、地方公共団体その他公共機関等発注のICT活用工事の施工実績 <sup>※2</sup> ・実績がある。 <b>(1点)</b> ・実績がない。 <b>(0点)</b>

※1 過去1年間とは、前年度4月1日から技術資料提出締切日現在までに完成した工事の施工実績をいう。(令和4年度は、令和3年4月1日から技術資料提出締切日現在までとなる。)

※2 ICT活用工事の施工実績は、ICT活用証明書の写しの提出により確認する。

(参考)

評価項目「ICT活用工事の実績」に関すること

土木監理課 TEL 072-228-7416